



# 佐賀県公報

令和5年3月31日（金曜日）号外第4号

## 公安委員会事項

- ◎ 佐賀県道路交通法施行細則及び佐賀県福祉のまちづくり条例第35条に規定する移動等円滑化のために必要な交通安全特定事業により設置される信号機等に関する基準を定める規則の一部を改正する規則（規則・3）
- ◎ 取消処分者講習の実施に関する規則の一部を改正する規則（規則・4）
- ◎ 佐賀県公安委員会事務決裁等規則の一部を改正する規則（規則・5）